**「土地利用調整制度の見直しに係る条例改正案の概要」へのご意見を募集します**

社会情勢の大きな変化や本市の土地利用を取り巻く状況の変化を踏まえ、土地利用調整に係る条例（ **「鎌倉市まちづくり条例」**、**「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」**及び**「鎌倉市特定土地利用における手続及び基準等に関する条例」** ）の見直しを進めています。

このたび、「土地利用調整制度の見直し大綱（令和４年１月策定）」の内容に沿った改正条例案の概要を取りまとめましたので、鎌倉市意見公募手続条例に基づく意見公募（パブリックコメント）により、意見を募集します。

**意見の募集期間**

令和６年（2024年）10月１日（火）～令和６年（2024年）10月31日（木）　※必着

**意見の提出方法**

* 電子メール、郵送、持参（土地利用政策課まで）、ファックスのいずれかの方法
* 電子メール　toshisei@city.kamakura.kanagawa.jp
* 郵送・持参　〒248‐8686　鎌倉市御成町18番10号

鎌倉市まちづくり計画部土地利用政策課（本庁舎３階）

* ファックス　0467-23-8700
* 意見提出の様式は自由ですが、裏面の意見提出用紙をご利用いただくと便利です。
* 電子メールの場合は、件名に「土地利用調整制度の見直しに係る条例改正案の概要への意見」とご記入ください。
* 電話又は口頭による意見は正式な意見公募としてはお受けできません。
* ご連絡先の情報は、頂いたご意見の内容について問い合わせをする以外には利用しません。

**提出できる方**

* 市内に住所を有する方
* 市内の事務所又は事業所に勤務する方、市内に事務所又は事業所を有する方
* 市内の学校に在学する方
* 市に対して納税義務を有する方
* この事案に関し利害関係を有する方

**意見公表**

提出されたご意見については、市の考えとともに、意見公募終了後に公表します。

個別回答はいたしませんので、ご了承ください。

**お問い合わせ**

鎌倉市　まちづくり計画部　土地利用政策課　まちづくり政策担当

☏　０４６７－２３－３０００（内線２８２０）

**土地利用調整制度の見直しに係る条例改正案の概要**

**意見用紙**

【募集期間】令和６年（2024年）10月１日（火）～令和６年（2024年）10月31日（木）　※必着

【宛　　先】鎌倉市　まちづくり計画部　土地利用政策課　まちづくり政策担当

|  |  |
| --- | --- |
| 住所（所在地） |  |
| 氏名  （法人等の場合、  団体名及び代表者） |  |
| 連絡先 | 電子メール |
| 電話番号 |
| 区分 | □市内に住所を有する方  □市内の事務所又は事業所に勤務する方、市内に事務所又は事業所を有する方□市内の学校に在学する方  □市に対して納税義務を有する方  □この事案に関し利害関係を有する方 |
| 【意見記入欄】　※足りない場合は、別紙に記入いただいても構いません。 | |